

起債について  
尤記の通り起債するものとする

記

一 起債金額 一金志百五十拾万円也

一 起債目的 公営住宅建設事業費充当のため

一 借入先 郵政省簡易保険局、大蔵省資金運用部、その他

一 借入利率 年利割以内

一 借入時期 昭和三十四年度、但し工事又は財政の都合により起債の全部又は一部を翌年度において繰越して借入することができる

一 償還方法 昭和三十五年より参年以内据置き兩市或拾年以内に毎年二回元利均等償還により償還するものとする。(郵政、大蔵省にあつては同省の定めるところによる)

但し財政の都合により繰上償還をし又は償還年限を短縮し若しくは低利債に借換えることができる。

一 償還財源 税収その他一般収入

昭和三十五年一月二十日 提出

三 朝 町 長 坂 出 雅 己

昭和三十五年一月十日 原案可決

三 朝 町 議 会 議 長 加 藤 幸 太 郎 東 伯 郎 三 朝 町 議 會 議 長 印